

社会福祉施設職員等退職手当共済事業について

1 制度の目的

社会福祉施設職員等退職手当共済事業は、社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員の待遇改善により職員の身分の安定を図り、社会福祉事業の振興を目的としています。公立の社会福祉施設と同等の待遇を確保する観点から、給付水準は国家公務員準拠となっており、その財源については国及び都道府県から高率の補助がなされています。

(1) 制度の目的

社会福祉事業に従事する人材を確保し、福祉サービスの安定的な供給と質の向上を図ることにより、社会福祉事業の振興に寄与するものです。

(2) 加入の要件

①共済契約を締結できる経営者

- ・ 「社会福祉施設等」、「特定介護保険施設等」、「申出施設等」のうち、「社会福祉施設等」、「特定介護保険施設等」を経営している社会福祉法人
- ・ 社会福祉施設の経営者（社会福祉法人）に対し、共済契約の締結について強制はなく、共済契約の締結は経営者の任意の判断となります。
（社会福祉法人の約90%が当該制度を活用）

②共済契約を締結した場合、加入対象となる施設・事業

- ア 加入しなければならない社会福祉施設等
養護老人ホーム、保育所 等
- イ 申出により加入できる特定介護保険施設等
特別養護老人ホーム、障害者支援施設 等
- ウ 申出により加入できる申出施設等
介護老人保健施設 等

2 退職手当金の支給財源等

(1) 支給財源の内訳等

共済契約者（施設経営者）、国、都道府県の三者が負担します。

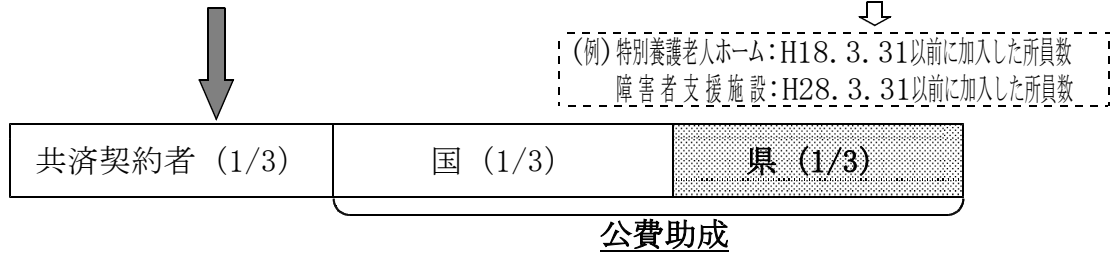
- ※・ ただし、国、都道府県の負担（公費助成）分は、社会福祉施設等職員及び特定介護保険施設等職員（ただし、改正法の施行日より前に加入している職員のみ）とします。
- ・ 職員負担はありません。

(2) 掛金（賦課方式）

- ・ 掛金は、毎年度4月1日現在の被共済職員数に応じて、共済契約者（施設経営者）が納付します。
- ・ 被共済職員の単位掛金額は、毎年度、厚生労働省が決定します。
ただし、特定介護保険施設等職員及び申出施設等職員は、公費助成の対象外であるため、掛金額は、単位掛金額に3を乗じた額となります。

【共済契約者が納付する掛金額 ①+②+③】

① 単位掛金額 × (社会福祉施設等職員数 + 特定介護保険施設等職員のうち改正法の施行日より前に加入している職員数)



② 単位掛金額 × 3 × 特定介護保険施設等職員数

共 済 契 約 者 (10/10)

③ 単位掛金額 × 3 × 申出施設等職員数

共 済 契 約 者 (10/10)

※ 制度改正により、共済契約者が運営している施設が社会福祉施設等から特定介護保険施設等へ移行した場合、改正法の施行日以降に共済に加入した職員の掛金は上記②により納付することになります。(共済契約者の負担増)

3 退職手当共済制度の制定及び変遷

時 期	内 容
S36. 10. 1	<p>社会福祉施設職員等退職手当共済法施行 (目的) 民間社会福祉施設における優秀な人材の確保，定着化を図ることをもって社会福祉事業の振興に寄与するため。</p>
H4. 7. 1	<p>社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正施行 (改正の概要) ゴールドプランの推進等，在宅福祉事業の重要性が増したため，ホームヘルパー等の人材を確保する観点から，在宅福祉事業についても対象とする。</p>
H13. 4. 1	<p>社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正施行 (改正の概要) 社会福祉法人制度が成熟化し，社会福祉法人が多様なニーズに応じてサービスを展開することが求められたため，社会福祉法人に加入者を限定し，対象施設を拡大(申出施設等を追加)</p>
H18. 4. 1	<p>社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正施行 (改正の概要) 介護保険における民間とのイコルフिटティングの観点から，<u>介護保険制度の対象となる高齢者関係の施設・事業に係る公的助成を廃止</u>(共済掛金が1/3の職員と3/3の職員に二分化)等。</p>
H28. 4. 1	<p>社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正施行 (改正の概要) 措置制度から契約制度への移行，多様な経営主体の参入等社会福祉事業の在り方が変容してきたこと等から，<u>障害者関係の施設又は事業に係る公的助成を廃止</u>。</p> <p>※ 政府は，H29年度までに総合的な子ども・子育て支援の実施の状況を勘案し，保育所及び幼保連携型認定こども園の職員の退職手当金の見直しについて検討を加え，その結果に基づいて所要の措置を講ずるとしていたが，平成29年12月18日開に開催された社会保障審議会・福祉部会において，保育所等に対する公費助成は一旦継続し，公費助成の在り方について更に検討を加え，令和2年度までに改めて結論を得ることになったが，令和3年1月25日の厚生労働省社会保障審議会福祉部会において，<u>保育所等の扱いについては令和6年度までに結論を得ることとなった</u>。</p>

4 根拠法令

社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和36年法律第155号)